

装制第15438号
29. 11. 17
一部改正 装保第5339号
令和2年4月1日
一部改正 装保第9840号
令和3年7月1日
一部改正 装保第11804号
令和5年6月30日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官 殿
長官官房艦船設計官
各部
施設等機関の長

装備政策部長
(公印省略)

特別検査の実施の徹底について（通知）

標記について、別紙のとおり実施されたく通知する。

関連文書：特別検査の実施について（防防調第4998号。22. 4.
16）

添付書類：別紙

特別検査の実施の徹底について

第1 趣 旨

特別検査の実施について（防衛調第4998号。22.4.16。以下「実施通達」という。）に基づく毎月1回以上の所持品検査及びパソコン内のデータ検査の実施を徹底するため、防衛装備庁における当該検査の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

1 装備政策部長等

防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第2条第2項及び防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第2条第1項に規定する装備政策部長等をいう。

2 特定秘密管理者

防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号。以下「特定秘庁訓令」という。）第3条第1項に規定する特定秘密管理者をいう。

3 管理者

秘庁訓令第2条第3項第1号及び特別防秘庁訓令第2条第3項第1号に規定する管理者をいう。

4 特定秘密管理者補

特定秘庁訓令第5条第1項に規定する特定秘密管理者補をいう。

第3 装備政策部長等又は特定秘密管理者による特別検査の実施

1 特別検査の実施内容

装備政策部長等又は特定秘密管理者は、実施通達第3の規定に基づき、次の各号に掲げる特別検査をいずれも毎月1回以上実施するものとする。

(1) 職員の執務室等への出入時及び勤務中における所持品検査

可搬記憶媒体等の不正な持込み及び持出しを防止するため、装備政策部長等又は特定秘密管理者は、管理者又は特定秘密管理者補が置かれる部課室等ごとに、秘密等を取り扱う立入制限場所又は秘密等を取り扱う執務室等（以下「執務室等」という。）への職員の出入りの際の抜き打ちの所持品検査及び執務室等において

勤務中の職員に対する抜き打ちの所持品検査を実施する。

(2) パソコン内のデータ検査

秘密電子計算機情報等（秘庁訓令第14条第1項に規定する秘密電子計算機情報、特別防秘庁訓令第12条第1項に規定する特別防衛秘密電子計算機情報及び特定秘庁訓令第2条第4号に規定する特定秘密電磁的記録をいう。以下同じ。）の不適切な取扱いを防止するため、装備政策部長等又は特定秘密管理者は、管理者又は特定秘密管理者補が置かれる部課室等ごとに、秘密電子計算機情報等の取扱いを許されていないパソコンのハードディスクに保存されているデータの抜き打ち検査を実施する。

2 特別検査の実施に当たっての留意事項

特別検査の実施に当たっては、いずれの検査も抜き打ちで実施する主旨に鑑み、毎月同じ日時で実施することや、検査対象が一部の職員又はパソコンに限られることがないように留意するものとする。

3 特別検査の実施結果の記録

所持品検査の実施結果については、別紙様式第1号に記録し、パソコン内のデータ検査の実施結果については、別紙様式第2号に記録するものとする。

第4 特別検査の実施の委任

装備政策部長等又は特定秘密管理者は、管下の管理者又は特定秘密管理者補に特別検査を実施させることができるものとする。なお、管理者又は特定秘密管理者補が特別検査を実施した場合は、当該検査の結果を装備政策部長等又は特定秘密管理者へ報告するものとする。

第5 その他

装備政策部装備保全管理課長は、装備政策部長等又は特定秘密管理者が特別検査を実施するに当たり、必要な助言又は支援を行うとともに、特別検査の実施状況について確認するものとする。

確認（※４）

所持品検査実施記録

令和 年 月

部署名：_____

実施日 (※１)	対象者	結 果 (※２)	備 考 (※３)

※１ 「実施日」欄には、検査の実施日及び執務室等への職員の出入りの際の検査又は勤務中の職員に対する検査の別を記載する。

例：２月２１日（出入り）、３月２３日（勤務中）

※２ 「結果」欄には、検査結果を簡潔に記載する。

例：異常なし、不正な持込みを確認

※３ 「備考」欄には、不正な持込み又は持出しを確認した際の措置事項や、その他特記事項を記載する。

※４ 所持品検査を実施した装備政策部長等又は特定秘密管理者（管理者又は特定秘密管理者補が実施した場合はその者）は、異常がないことを確認し、氏名等の記録を残すこと。

確認（※ 4）

パソコン内のデータ検査実施記録

令和 年 月

部署名：

実施日	端末名 （※ 1）	使用者	結 果 （※ 2）	備 考 （※ 3）

- ※ 1 「端末名」欄には、検査を実施した端末のシステム名、管理番号等を記載する。
- ※ 2 「結果」欄には、検査結果を簡潔に記載する。
例：異常なし、秘密電子計算機情報の保存を確認
- ※ 3 「備考」欄には、秘密電子計算機情報等の不適切な取扱いを確認した際の措置事項や、その他特記事項を記載する。
- ※ 4 パソコン内のデータ検査を実施した装備政策部長等又は特定秘密管理者（管理者又は特定秘密管理者補が実施した場合はその者）は、異常がないことを確認し、氏名等の記録を残すこと。